

件名	会計検査院の指摘事項への対応について
----	--------------------

**■事案の概要**

- 平成23年度に行われた会計検査の結果、山梨県が実施した「平成20年度（21年度繰越）地域住宅モデル普及推進事業」について、会計検査院から内閣に次のとおり検査報告が送付された。

**<検査報告>**

本件補助事業は、補助事業年度である21年度に完了していなかったことから、補助事業の対象とはならず、これに係る国庫補助金12,286千円が不当と認められる。

**■検査報告された事業**

- 事業の概要

事業名：地域住宅モデル普及推進事業（県事業名：甲斐の家モデル普及事業）

事業期間：平成21年3月30日～平成22年3月30日

（※当初の期限は、平成21年11月30日）

事業内容：県産材の需要拡大を図るための展示住宅の整備（木造平屋建 39.6 m<sup>2</sup>）

事業者：八ヶ岳家造りの会「木の香（このか）」

事業費：総事業費：約14,481千円（うち国庫補助金額：12,286千円）

**■調査委員会からの報告**

- 県は、本事案について、事実関係を調査し、責任の所在を明らかにするため、昨年11月7日に外部の有識者で構成される調査委員会を設置し、2月5日に調査結果の報告を受けた。

- 報告の概要

- ・ 補助事業は、事業期限には間に合わなかったが、補助金は目的に沿って使用されており、補助目的は達成されつつある。
- ・ 事業者は、間接補助事業者としての義務を怠っていたと言わざるを得ず、間接補助事業者としての責任があると認められるが、一概に県が事業者に対し補助金の交付決定の取消を行うほどの違法性があったとまで判断することは難しい。
- ・ 期限までに事業が完了していないことを知りつつ事業を進めさせた職員は、法令遵守意識に欠けており、職務上の義務違反があったと認められる。
- ・ 所属長等は業務の進捗管理を怠るなどしており、職責に応じた責任がある。

**■県の対応方針**

**（1）国庫補助金の返還**

不当とされた国庫補助金（12,286千円）については、本年度中に国へ返還することとし、2月補正予算に計上する。

## (2) 事業者への対応

- 事業者に交付した補助金については、調査報告を踏まえ、補助金の交付決定は取り消さないこととする。
- 事業者に対して、県の対応方針を説明するとともに県産材の普及という当初の目的のとおり事業の継続を指導し、その効果の発現に努めることとする。

## (3) 職員への対応

- 調査報告を踏まえ、法令上、一定の責任があると判断される関係職員に対しては、国への返還金の一部負担を求めることとする。
- 本件においては、職員個人の利得を図るためになされたものではなく、また、補助事業は履行期限の点を除けば、その目的は達成されつつあり、効果が発揮されている等の諸般の事情を考慮し、過去の類似の判例等を参考として、関係職員へ請求する金額は、国への返還金の4分の1とする。  
なお、関係職員等から国への返還金に充当してほしいとして、県が関係職員に求める金額に相当する額の資金拠出の申し出があったため、これを受け入れることとする。
- 不適切な補助金の交付及び会計検査への不適切な対応に関係した職員の責任を問うため、本日付で次のとおり処分を行った。

### 1 処分の内容

在籍年度	当時の職名	処分量定
21,22,23	主任・副主査	減給 1/10 3月
21	課長	減給 1/10 1月
22	課長	減給 1/10 1月
22	課長補佐	減給 1/10 1月
22,23	課長補佐	減給 1/10 1月
22,(23)	副主幹	戒告
20,21	課長補佐	訓戒
20,21	課長補佐	訓戒
23	課長	文書訓告
21,22	課長補佐	文書訓告
23	課長補佐	厳重注意
23	課長補佐	厳重注意

### 2 処分年月日

平成25年2月12日(火)

#### (4) 再発防止策

調査委員会からの提言内容を踏まえ、再発防止策等を講じ、取り組みの徹底を図る。

#### 連絡先

森林環境部 林業振興課 TEL 055-223-1653 森林環境総務課 TEL 055-223-1632

知事政策局 行政改革推進課 TEL 055-223-1777

総務部 人事課 TEL 055-223-1371